

# ひとり親世帯臨時特別給付金

## 支給要件確認フローチャート

### 〔基本給付 支給対象者〕

- 1：児童扶養手当受給者
- 2（1）：公的年金給付等受給者  
(児童扶養手当の認定あり)
- 2（2）：公的年金給付等受給者  
(児童扶養手当の認定なし)
- 3：家計急変者

### 〔追加給付 支給対象者〕

- 「1：児童扶養手当受給者」及び「2（1）及び2（2）：公的年金給付等受給者」のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者

ここから確認

令和2年6月分児童扶養手当の受給資格者(法第4条)か

はい

令和2年6月分児童扶養手当を受給しているか(全部支給又は一部支給)

はい

基本給付  
1

+ 追加給付

いいえ

いいえ

公的年金等受給により全部支給停止(法第13条の2)となっているか

はい

基本給付  
2 (1)

+ 追加給付

いいえ

公的年金等受給により全部又は一部支給停止(法第13条の2)となることが想定されるか

はい

基本給付  
2 (2)

+ 追加給付

いいえ

いいえ

平成30年の収入が支給制限限度額未満か(法第9条～第11条)

はい

はい

申請時点で児童扶養手当の受給資格者(法第4条)か

はい

新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが支給制限限度額未満か

はい

基本給付  
3

いいえ

いいえ

給付金不支給

給付金不支給

ひとり親で18歳に達する最初の3月31日までの間の児童又は20歳未満の政令で定める程度の障害がある児童を監護している人